

令和4年度 第2回 徳島県障がい者自立支援協議会 議事録

1 日 時 令和5年1月12日(木) 午前10時から正午まで

2 会 場 徳島県職員会館 2階 第1・2会議室

3 出席者
委 員

森泉摩州子会長，堀本孝博副会長，川島成太委員，久米川晃子委員，
佐河勇気委員，高田逸雄委員，稲田憲弘委員

関係部局及び事務局

障がい福祉課2名，健康づくり課1名，精神保健福祉センター1名，発達障がい者総合支援センター1名，東部保健福祉局1名，南部総合県民局1名，西部総合県民局1名，特別支援教育課1名，障がい者相談支援センター3名

4 会次第

i 開 会

ii 挨拶 障がい福祉課長

iii 議 事

(1) 地域自立支援協議会推進部会の開催報告について

(2) 行動障がいがある障がい者(児)支援検討会議の開催報告について

(3) その他

① 精神障がい者支援検討会議の今後のあり方について

② 「徳島県発達障がい者総合支援プラン(第3期)」(素案)について

iv 閉会

【配付資料】

資料1 地域自立支援協議会推進部会開催報告

資料2 行動障がいがある障がい者(児)支援検討会議 開催報告

資料3 行動障がいがある障がい者(児)支援検討会議 提言進捗状況調査結果(概要版)

資料4 強度行動障がい等サポートチーム現場派遣事業チラシ

資料5 精神障がい者支援検討会議の今後のあり方について

資料6 「徳島県発達障がい者総合支援プラン(第3期)」(素案)の概要

5 議事内容

議事(1) 地域自立支援協議会推進部会の開催報告について

(会長)

それでは、議事1の「地域自立支援協議会推進部会の開催報告について」事務局から説明をお願いします。

※事務局より資料1により説明。

(会長)

ありがとうございました。部会長から何かありましたらお願いします。

(委員)

繰り返しになるかとは思いますが、今事務局の方から説明があったとおりです。本年度第1回目の地域自立支援協議会推進部会を受けて、前回の全体会での議論の後、地域自立支援協議会推進部会のこのメンバーでちょっと集まったり、私も県の相談支援専門員協会の代表をしている関係もあって、虐待防止研修も数年来、先ほど報告ありましたようにやっておりますので、そのメンバーもちょっと集まっていたら色々な議論をさせてい

ただいて、そして、県の担当者と数度お会いした経緯がございます。その論議の中で、サービス提供事業者からの虐待とかそういった不適切な行為というのは、いかにゼロに近づけていくのかがやっぱり肝になるんじゃないかというところや、もう一つは、市町村への通報があったとき、窓口対応とか判断についての難しさというのはどうしてもあるんじゃないか、という議論がなされたわけでございます。そういう議論の中で、障がい者の権利擁護の中心になる、基本になるのが、やっぱり市町村であり、研修であり、広報というか「見える化」とここでは表現してはいますが、になるんじゃないかという思いもあって、県とずっと調整させていただいたんですが、現時点での着地点は、今事務局の方から報告されたように、プライバシーの関係もございまして、今後また考えていくという返答になっているところなんです。この特に虐待案件の「事案の見える化」というのが、ある意味での、特にサービス提供事業者における防止策になるんじゃないか、という考えは現在私自身も持っておりますので、今後また県との協議でも考えていただければと思っております。これについて、各委員さんの方から何かご質問、ご意見も伺えればと思っておりますので、よろしくお願い致します。

(会長)

ありがとうございます。この地域自立支援協議会推進部会も、それぞれの地域事情がある中で、非常に丁寧な報告というか議論がされていると思います。ただ「地域事情があるから、じゃあそこで終わり」ではないので、この辺りをこの協議会の中でどんなふうを考えていくのかというのも一つの課題だと思いました。それぞれ個々は取り組んでいるんですが、じゃあ県全体でどう取り組むんだという辺りが難しい課題だと思いました。それと虐待に関しては、年末に北海道等々で虐待の報道がありました。あれが決して特異な例ではなく、地域自立支援協議会推進部会で仰っているのは、日々の中で積み重ねて来たことが、ああいう報道の「こんなことが起こってるの」みたいな事案になっているのかなと思うので、そういう意味では、小さな事でも一つ一つ事例検討の中で検討していただいたらなという思いが非常に伝わって参りました。委員の皆さんの方で何か御質問とか御意見があればよろしくお願い致します。

(委員)

私も、十分内容は分からなかったんですが、実質的システムについて、障がい者の親としては、こういったシステムが十分理解されていないということが、私自身にも責任があると思うんですが、苦情処理とか、各施設によって苦情処理箱とかそういったものがあるんですが、場所によっていろいろで親は全然分からないと。施設としては当然置かなくてはならないものを置いているんですが、親として、苦情処理にしても、管理人や施設にしても十分相談に応じてくれない場合、言ってくれないのなら、徳島新聞でもなんでも投書すればいいのかということしか分からなかったんですけども、色々会合に参加して知識として、苦情処理とか虐待があった場合は、市町村にまずお話しすると。こういったことも障がい者の親は全然分からない、知らなかったということ。原則として、苦情処理とかそういったものは市町村にまず一番に相談する、こういうことも全然障がい者の親は頭にはないと。こういった色々な良いシステムを十分、障がい者自身の親が、相談事業はこういったのがありますよとか、市町村のどこに相談したらよいかといったことを十分勉強して、親の会でもいつもフィールドワークはするんですが、障がい者の親としては、そういった色々な良いシステムを十分分かってないというところが、ちょっと問題点ということなんです。

(会長)

ありがとうございます。最初に重要事項説明書で色々説明は聞いているんですが、最初の時にはなかなかそれが中に入ってこないというのが現実だと思います。また、周知が大事だなと。また引き続き取り組んでいただけたらと思います。

(委員)

障がい者虐待防止の話で、最近保育園で虐待があったというニュースが特に印象的だったんですが、障がい者を虐待してしまうという親御さんとか、そういう周りの人がその時にどういう対処をしたらいいかというところで、市町村に相談窓口があるということを知らない方が、そういう虐待に対して相談窓口が分からないという人が多いと思うので、ホームページもいいと思うんですが、親同士が話ができるコミュニティ的なところがあれば、何かそういう親同士が話し合える場があればいいのかなと感じました。

(会長)

ありがとうございます。実は児童虐待も一緒に、皆結局相談先が分からなかった、できなかったと皆さん仰っているんですが、県の方もそうでしょうか、窓口がいっぱいあるんですけどなかなか周知が届いていないというのが現実なんではないでしょうか。他何かございますか。

(委員)

色々お話の中で施設とお話をしますと、職員さんはですね、「採用をかけてもなかなかうちの方に来てくれない」ということで、結局、職員さんを集めるのに「質より量」だということ、人がある程度配置しないとイケませんので。職員さんが「質より量」というのは、それはそうかも分かりませんが、親として感じるのは、人権などに関しての研修等を、出来たら施設の方に「最低何回しないといけない」等というふうにやっていただいたらいいんじゃないかと思えます。

(会長)

福祉現場の人材不足は、ずっとこの間言われていて、各事業者さん本当に頑張っておられるなと思っております。人材育成とか養成とか研修とか取り組んではいるので、さらに内容を考えていかなきゃいけないのかなというご意見でした。他何かございませんか。

(委員)

私は市町村自立支援協議会に参加するんですが、虐待の話をしたときに、市町村の行政職員の方が「行政職員のほうが事業所を守る役割があるので」という話をされていたんです。ちょっと私は疑問を持ってしまって、「虐待に関しては、事業所を守るべきなのかな」と思ってしまったんです。やはりこのケースとか色々な話を聞いていて、行政職員も事業所も、相談支援専門員もそうですが、その方が自分事と捉えて意識改革をしていかないと変わっていかないんだなと思いました。障がい者虐待防止研修を相談支援専門員協会が引き受けて受託してしていますけども、色々な方に参加してもらって、この研修が「考えるきっかけ作り」になったらいいのではないかなと思いました。

あと一点、分かれば教えていただきたいんですが、ひのみねさんのほうに医療的ケア児のコーディネーターが配置されると思うんですが、この方の職種が分かれば教えてもらいたいと思います。

(会長)

はい、次に質疑応答もやる予定なのですが、分かる範囲でお願いします。

(障がい福祉課)

先ほど事務局から説明がありましたように、昨日1月10日に、ひのみねのほうに「徳島県医療的ケア児等支援センター」をオープンさせていただきました。先ほどご質問があったコーディネーターなんですけれども、ひのみねにおきましては看護師さんがコーディネーターとして常設するという形で体制を立てています。

(会長)

ほか、何か御意見御質問等ございませんでしょうか。

(委員)

ちょっと細かい点なんですけど、就労支援部会について、若干の記載があるんですけど、私も障害者総合支援法にあまり詳しくないので、これは、設置は任意でいいんですかね。自分も精神障がいの方とか発達障がいの方とか高次脳機能障害の方とかの就労を促進していく活動を中心にさせていただいているんですが、就労支援ネットワークをハローワークさんや就業・生活支援センターさんとかと相談して作りたいと思っているんですが、自立支援協議会の就労支援部会、徳島県では聞かないなと思って。どうなっているんですかね。

(障がい者相談支援センター)

就労支援部会についてなんですが、資料を見ていただいて、「阿波市、吉野川市に就労支援部会を作り」というところでの御質問かと思うんですが、就労支援部会の設置というか、どんな部会を作って、どのように運営していくのかというのは、その地域の自立支援協議会の設置主体である市町村の方に任されているところです。全県の地域の自立支援協議会に就労支援部会を設置しているかどうかというのは、今すぐお返事ができない、把握できていません。

(委員)

せっかく参加させていただいているので、就労というのは障がい系福祉サービスも含めて、就労支援サービスも含めてです。障害者総合支援法の見直しも就労というのがかなり大きな課題の一つになっていると思うので、是非情報などいただけると嬉しいです。私共としても、福祉と雇用との連携強化という観点から生かしていけるのかなと思っています。逆に言うと私がここに座らせていただいている意味もそこにあるのかなと思って質問しました。

あと専門外で恐縮なんですけど、虐待防止に関しては、施設場面だけでなく、雇用現場での虐待というのも課題視されていると思います。自立支援協議会の場で事例検討したところに同席させていただいたケースもありますし、そこには虐待防止センターの担当の方がご本人からの訴えみたいなのを事例として10くらい出してきて、それを委員の方々が御意見を言ってという形で。ご本人のおっしゃることがもちろん第一義だと思うんですが、企業さんの言い分もあったりするので、虐待防止の啓発も第一義で大事で、かつ、こういう場で専門的に検討していくことも必要だと思っています。以上です。

(委員)

特に就労支援部会、県の部会にはないんですが、各市町村によって部会を設置しているところがございます。例えば鳴門市においては、僕は直接参加はしていないんですが、スタッフから聞くのは、面接技法の練習とか、そういうのを定期的にやっているとか。なかなか障がいがあったら面接などに慣れていないので、ドアをトントンと叩いて、お座りくださいと言われて初めて座るとか、そういう技法を練習しているコマとか、そういう就労支援部会というのを鳴門市のほうでは立ち上げているところがございます。それと御指摘がありましたように、事業所内の虐待、やっぱり、時々聞きます。障がいのある方同士、力の強い方が弱い方を叩いたとか、そういう事例も確かにあります。先ほども触れたんですが、担当、聞き取りの方の技量といいますか、障がいのある方に面接して、事業者の方に面接してという技量というのがやっぱり難しい部分があります。全然関係の無い、人間関係のとれない方との面接ですので、それはやっぱり難しいなと、議論を進めていく中で感じたところです。そこで、一つは、2月に虐待防止・権利擁護研修を県から委託を受けて私どもの相談支援専門員協会が受けてやっておりますので、その辺、施設の、特にサービス管理責任者の方に出させていただいて研修を進めていけたらと感じております。その辺を事務局をしていただいている委員から説明していただけたらと思います。よろしくお願ひします。

(会長)

では、よろしく申し上げます。

(委員)

虐待防止・権利擁護研修については、今年度については先般、担当者会議をさせていただきました。2月13日の対面研修と、全事業所の方が研修の機会を持てるというところに配慮し、配信、オンデマンドという形で2月の期間を区切りまして、申し込みをいただいた事業所の方には、どなたでも視聴できるということで、まずもって研修の機会は確保させていただいているところです。

会議の中でも出ているような虐待に対応するための方法、もしくは技術、そういったところについては、対面の中できちんと担保していく必要があるだろうというところと、今年度内、県担当課の方と再三にわたり今日の報告の中にもあったような流れを経て、虐待防止に、なんとか虐待をゼロに近づけるためにというところでの改善、努力というところで県の方にも御尽力いただき、今年度は市町村、特に受付の窓口は市町村になりますので、市町村の職員に対しての、これまでの年度にはなかったような、少し突っ込んだ具体的な対応の事例なんかを持ち得たような研修の内容を組み立てていただきまして、充実した研修に近づいて来ているのかなと感じているところです。

これにまず参加していただかなければダメなところなので、県の方には24市町村への参加呼びかけというようなところを毎年お願いしているところですので、ぜひ今年度もお願いしたいというところと、福祉施設の関係につきましては、我々協会の方から、提供を受けた指定を受けている事業所に関して御案内をさせていただきますので、条件に合ったところにおいて対応していくように考えているところです。

施設従事者の虐待の案件につきましては、今日も話題がたくさん出ておりましたけれども、今年度各事業所には、必ず虐待防止委員会を設置しなければいけないと、努力義務ではなく設置義務となって、一步対応が進んでいる状況です。その中で、事業所というのは大規模もあれば小規模もあるわけで、今年度我々のテーマとしては、大規模な事業所さんにつきましては、いろいろな横の、法人内での複数の事業所の中で、包括的に研修の機会であったりとか対応とか検討できるでしょうけれども、やっぱり一事業所とかいうふうな事業所であれば、なかなか日々の業務に追われて、そういった研修をやるにもやれないというような状況もあるのではないかという所に着眼しまして、施設従事者の方についてはまずもって、小さい、届きにくいというような所をしっかりと拾おうということをコンセプトにしまして、今年度の研修は、そういった所を優先的に受講していただいてという体制で進めています。そういった所でまずもって県内では研修をすべからず施設従事者に関しては提供できる体制はできるだろう、というふうに思っていますので、しっかりと取り組みたいと思います。

一方で使用者虐待については、先ほどの話がありましたように、区分けが労働局の関係ということがありますので、障害者虐待防止は養護者虐待、従事者虐待、使用者虐待というような3つのカテゴリーになっておりますので、これらをまた統括して総じて障がい者虐待というところでどういうふうにしていくのか、今後の課題なのかなと個人的に思っているところです。以上です。

(会長)

ありがとうございます。おっしゃるように、虐待防止委員会、各事業所設置義務になってますので、取り組まなければいけないんですが、小さい、個人でしているような、放課後デイのようにそれしかやっていないとか、事業所さんの中の従事者さんも参加できるような仕組みを何か作っていただけたらありがたいですし、実際に2月、取り組んでいただけることですので、非常に嬉しいなと思います。ただ、市町村さんはせっかく研修を受けても異動になってしまうというのが気になるころなので、また研修の時期等もこれから考えていく必要があるのかなと思いました。どうしても市町村さん、異動されてしまうと、せっかく研修を受けてもまた新しい人になりますので、その辺また考えていければと思います。

それと就労の方については、国も定着支援ということで予算化をいろいろされているところですので、仰られているように、いかに定着をしていくか、そこから自立をまた進めていけるか、というのは本当に大きな課題だなと思っています。引き続きよろしく願いいたします。

(障がい者相談支援センター)

先ほど虐待の通報先の周知というところで御意見いただきどうもありがとうございます。障がい者虐待については、うちのセンターの方でも、障がい者権利擁護センターということで通報窓口を置いています。周知として、当センターの方で虐待の通報先を周知するための啓発用ポスターを配布したり、ホームページの方にも虐待についての啓発の記事を載せています。あと、障がい福祉課の方で発行している「障がい福祉のしおり」というのがあるので、そちらの方に相談窓口を掲載して、当事者の方々に行き渡るように広報に努めているところではあるんですが、さらに努めて参りたいと思っています。御意見ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございます。通報の窓口が、養護者だったら市町村とか、使用者だったら県になるとか、その辺りがなかなか分かりづらいですが、ただどこに相談しても適切に窓口を紹介できる、そこが一番大事なので、どこで受けられても適切に紹介していただければと思います。他何か御意見・御質問等ございませんでしょうか。

非常に活発な意見交換ができたと思います。御協力ありがとうございます。

議事(2) 行動障がいがある障がい者(児)支援検討会議の開催報告について

(会長)

では続きまして議事の2つめになります。「行動障がいがある障がい者(児)支援検討会議の開催報告について」、事務局の方からお願い致します。

※障がい者相談支援センターより資料2及び資料3により説明。

※発達障がい者総合支援センターより資料4により説明。

(会長)

ありがとうございました。本当にこの提言の進捗状況取りまとめも含めて丁寧に議論されているなと思いました。これに関して御質問とか御意見等ございましたら、手を挙げていただければと思いますが、いかがでしょうか。

この「強度行動障がい等サポートチーム現場派遣事業」、チラシだけ見ると皆さん正解を求めて、対応できる方法はありませんかという感じのご依頼が多いんでしょうかね。一緒に考える、理解していくということがまず最初かと思うので、また進めていただければと思います。他何かございませんでしょうか。

(委員)

無料ですか。

(会長)

はい、無料ということです。他にございませんか。中身を説明していただきましたので、また何かございましたらそれぞれの地域の協議会の中でも御議論いただければと思います。各地域それぞれの事情がある中で、いろいろな取組がなされていて、これが広がっていけばいいですね。

議事(3) その他

①精神障がい者支援検討会議の今後のあり方について

(会長)

続きまして議事3「その他」です。「①精神障がい者支援検討会議の今後のあり方について」というところで、健康づくり課の方からよろしいですか。御説明よろしくお願い致します。

※健康づくり課より資料5により説明。

(会長)

ありがとうございました。ただ今の説明の中で、御質問や御意見はありませんか。

(委員)

ちょっと素人な質問ですみません。国のスキームとか最近色々見ているんですが、ややこしくてよく分からないんですが、要するにこの検討っていうのは、就労の話ばかりで申し訳ないんですけど、就労系福祉サービスへの移行みたいところも地域移行に入るっていう理解なんですか。どういう検討が行われているか、初めてで分かっていなくて、ごめんなさい。

(健康づくり課)

この支援検討会議の方は、県の支援検討会議ですので、それぞれの自治体の方に設置されている自立支援協議会の方から出てきた課題等々、精神障がい者の方についての課題等をここで検討していく、もちろん就労のこともございますし、それだけではなく住まいのことですとか、教育のことですとか、色々なことが課題で挙がってくると思いますので、もちろんここでも就労の部分についても話し合いは行われていくようになっております。

(委員)

病院から、長期入院されている精神障がいのある方が地域移行していくっていう一つの流れとして理解できるんですけど、そういう方のみならず、うちの方では在職中にメンタル不調になった方で手帳をお持ちの方の復職支援なんかもしているんですけど、地域移行といった場合は、前者のようなところが今は主課題になっているんですかね。障がい者福祉分野において。

(健康づくり課)

もちろん平成28年に「精神障がいに対する地域包括ケアシステムの構築」というふうなところで国が打ち出したときは、やっぱり精神障がい者の方の長期入院というところが問題になりましたので、そういったところをメインにはしていたんですが、そこも進めつつ、入院している患者様だけではなく、もう既に地域で生活しておられる方、それから、引きこもっておられる方とか色々な方がいらっしゃると思います。また、精神障がい者ではない、また手帳とか自立支援医療の受給者証とかもお持ちでないような方でも、やっぱり心に不安をお持ちであったり悩みがあったりするような、精神障がい者と、そうでない方に対しても支援していくところで取り組みをしていくのが「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の考え方になります。

(委員)

ありがとうございました。よく分かりました。

(会長)

説明ありがとうございます。実際にこの自立支援の中で、各事業所さんも精神に課題のある方のご相談を受けたりとか、就労の方のA型、B型でかなり皆さん支援されてる事業所もたくさんありますので、ちょっと確かに分かりづらいとか複雑な構成にはなるんですが、こちらの自立支援協議会のほうの皆さんの事業所様はそういう方々の支援をなさってますので、そこも合わせて色々協力していければと思います。他何かございません

でしょうか。それでは、この形で進めていくということでもよろしくお願い致します。

② 「徳島県発達障がい者総合支援プラン（第3期）」（素案）について
（会長）

次は、議事（3）「その他」の②「『徳島県発達障がい者総合支援プラン（第3期）』（素案）について」ということです。こちらについては、発達障がい者総合支援センターから御説明よろしく申し上げます。

※発達障がい者総合支援センターより資料6により説明。

（会長）

ありがとうございました。只今の説明に何か御質問はございませんでしょうか。この障がい者総合支援プラン、直接ではないですけど、来年からまた子ども家庭庁になって、何か影響ありますかね。なかなかちょっと想像がつかないなという感じがあるんですけども、なかなか県の方も作業が大変だろうと思いますが、引き続き障がい者の方の自立支援に向けて取り組んでいければと思いますが、他に何か御質問等ございませんでしょうか。

（委員）

障がい者の親の立場として、すごく小さいことなんですけれども、新型コロナウイルスの影響ですね、親が感染して子どもが介護できない、誰もみってくれる人がいないという事例が非常に出ておるんですけども、徳島県の「在宅障がい者等安心確保事業」この内容の御説明と、利用状況、今後の問題点があれば教えて欲しいと思うんですが。

（障がい福祉課）

只今、ご質問がありました「在宅安心確保事業」、この事業につきましては、障がいをお持ちの方のご家庭の保護者の方が感染となり、在宅でその障がい者の方を介護する方が居なくなった場合に、障がいをお持ちの子どもさんとか大人の方も対象になるんですけども、PCR検査をして陰性となった場合に、県の方で事前に確保した施設の方で短期入所ということでお預かりする事業を実施しております。保護者の方が陽性になっても、他のご家族の方がいらっしゃる場合もありますので、実績は、多いものではございません。この事業の課題になるのですが、受け入れ側の施設を事前に県の方でお願いしているところではございますが、施設さんの側も、新たに感染者の方を受け入れるというリスクがありますので、隔離した状態が必要になりますので、受け入れの施設数も限られております。受入施設数が少ないということで、先ほど申し上げたように、実際の実績としては少ないんですけども、必要となられた方の受け入れはさせていただいております。以上でございます。

（会長）

ありがとうございます。

（委員）

協力してくれる入所施設がないということですね。少ないということですか。

（障がい福祉課）

これについては、入所施設と同じ建物の中での受け入れというのは難しいと思いますので、隔離されたような別棟とかそういう風なところを想定して、施設の方には事前に県の方からお願いをしてご協力いただいているところでございます。

（会長）

施設がないということではないので、協力はいくつか依頼をしているということですね。ただ、親の会としてみれば、地域の中に幾つもあってほしいなという感じなんですかね。

(委員)

そうですね。親がコロナに罹ってどうしようもない、残された子どもは誰も見る人が居ないという場合に非常に困るわけですね。だから協力してくれる入所施設とか隔離施設があるような所にお願ひできれば安心できると思うんですけどもね。急激にこのコロナが流行ったもんですから、受け入れしていただける施設も非常に困ったんじゃないかと思うんですが、一応、親の会としましては、徳島県が「障がい者等安心確保事業」というのがあるということを知っていて、ただこの受け入れしていただけるのが非常に少ない、困ったなど。どうかならないもんだろうかと。今後、そういった協力をしてくれるような隔離施設というものを大きな病院である程度確保していただきたいなということで。現実的に今のところ使用出来ないということでお母さん方が色々と言っているの、できる限り大きな病院とか大学病院、そういった所で障がい者専用の隔離施設、そういったものが出来ればお願ひしたいと思います。以上です。

(会長)

ありがとうございます。コロナの対応で、県も含めて市町村さんも非常に皆さん頭を悩ませておられるのが現実だと思いますが、親御さんの方も子どもさんのことを思って、なんとか施設利用できないかという思いがあり、本当に複雑な気持ちになりますが、皆さんで知恵を絞りながら進められたらと思います。他ございませんでしょうか。

(委員)

先程の話なんですけれども、地域の自立支援協議会のほうの運営会でやったところなんです、年末、うちの地域でもコロナに感染した障がいの当事者の方が出たというケースの報告が挙がっていました。その世帯というのが、いわゆる「80-50」じゃないですが、高齢のお父さんと身体・知的・精神の三障がいをもたれている二人暮らしの世帯なんです、お父さんがコロナに感染して、その方をどうしようかという話で。日頃はヘルパーを使っているんですけども、やはり家族に陽性者が出た場合ヘルパーさんは行けないというところで、陰性で事なきを得たという結果だったんですけど。あともう一つ別のケースで、視覚障がいの方でご自分で独居で生活をしている方のケースで、その方もどうしようかという話が出ていました。結果的には、我々相談支援専門員の方が実際に現場に走って動いてというふうなことをやったというのが結果なんです、課題としてそのときに市町村の方とかに言わせていただいたのが、現場で我々相談支援専門員や相談支援事業所が一義的に動いているというのは、県内どこのエリアにもあると思うんですが、コロナとかそういう特別な、今ではもう特別ではないですが、いろいろと連携を図りながらどうするか協議をしなければならぬような状況のときに、なかなか連携を保てないというのが一つ課題としてありました。地域の保健センターなどに連絡を入れて、どうしようかと相談をかけても、県の方に連絡をしてくれと。県の方に連絡をしても検査はどうだったのかとその一辺倒で、実際にこの人これからどうしたら良いですかねというところで具体的な助言をいただけなかったっていうところが今回のケースに限っては出てきたっていう報告があったので、たまたま事なきを得たから良かったんですけど。障がいの方に限らず、例えば独居高齢の方だったり、母子世帯の方だったり、何かしら生活のしづらさを抱えている方にとっては、パートナーが、もしくは家族が感染になったことによって、生活が脅かされるっていう現状があるだろうと。そのときに地域の中で誰がその人たちにどう対応していくのかということ考えたときに、どこかの事業所だけが全部被って対応していかなければならないというのは違うだろうという話が出ました。地域の中では、とにかく市町村をまず巻き込んでやっていくっていう形を取らせてくれということ、今日の話の中でいくと処方箋ということにして、その中で地域の中での関係機関がしっかり連携するというやり方で対応していくっていうことをやりませんかと提案させていただいて、町の方も「そうですね」ということで合意形成できたんですけど、支援していく中で我々は「障がい者」と言葉的には使っているんですけど、実際現場で支援している者の感覚からすれば、「地域の生活者である」と私たちは思っているの、ただ「障がい」という特性があると整理をし

て支援をしているつもりです。そうすると「地域住民の方が困っているんだから、地域の関係機関が、どこかだけではなくて、しっかりやっていきましょう」というのが前提として大事にしなければいけないことなのかなと思いましたが、徳島県の中でも「県民が」という言い方にも置き換えることができると思います。実際の現場では、そういった状況が起こりえると思いますので、先ほどの委員のお話を聴かせていただいて、一つのケース、こういったこともあるんだということもお伝えできればと思って、意見というか感想をお話しさせていただきました。以上です。

(会長)

ありがとうございます。この自立支援協議会は委員が仰ったように「障がい」ということでは決してなく、どなたでも、どなたも暮らしやすい、暮らしていけるということが一番大事なところだということに改めて感じました。日頃からですね、こういうときだけではなくて。地域の中でのリスクマネジメント、リスク管理といいますか。「こういうことが起こったらどうしよう」と。災害もそうですし、そういうことを日頃から積み重ねていくのが、地域の協議会の役割でもあるのかなと。また市町村のご理解も深めていただければと思いました。

他、何か特に御意見等ございませんか。

それでは円滑な会議の進行に御協力いただきありがとうございました。事務局の方にお返ししたいと思います。

以 上